

記載例

所在地、法人名称、代表者氏名を記入してください。
なお、被合併法人の申告の場合は合併法人の名称も併記してください。

発信年月日 通信日	整理番号	事務所 区分	管理番号 70000000	申告区分
本市が指定している管理番号を記入してください。		法人番号 1-1111-1111-1111	申告年月日 年 月 日	
所在地 本市が支店等 の場合は本店 所在地と併記	堺市中区深井沢町2470番地7 (電話 000-000-)		この申告の基礎 (72) 1. 法人税の 年 月 日 の修正申告書の提出による。 2. 法人税の 年 月 日 の更正・決定・再更正による。	
法人名 株式会社 堺市税太郎	期末現在の資本金の額、 資本金の額及び資本 準備金の額の合算額、 資本金等の額を記入し てください。	額 (11)	10,000,000	円
代表者 氏名 さかいし ぜいたろう 堺市 税太郎	経理責任者 氏名 美	対象事業年度、申告の区分を記入してください。	10,000,000	円

令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 までの 事業年度分又は 連結事業年度分 の市民税の 確定 申告書

摘	法人税申告書別表1の10の下段の額を記載してください。	課税標準	税率 (/100)	税 額	法人税割額
(使 途 秘 匿 金 税 額 控 除 額) 法人税法の規定によって計算	①	305,600			
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②				
還付法人税額等の控除額	③				
退職年金等積立金に係る法人税額	④				
課税標準となる法人税額	⑤	305,000	100		
2以上の市町村に事務所 標準となる法人税額又	⑥	152,000	6.0		9,120
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦				
税額控除超過額相当額の加算額	⑧				
外国関係会社等に係る の控除額	⑨				
外国の法人税等の額の	⑩				
仮装経理に基づく法人	⑪				
差引法人税割額 ⑤-(7)+(8)-(9)-(10)-(11)又は⑥-(7)+(8)-(9)-(10)-(11)	⑫				9,100
既に納付の確定した当	⑬				
租税条約の実施に係る	⑭				
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮				9,100
事務所等の所在する区ごとに記載します。 ・月数:算定期間中に当該区に所在した月数(1か月未満の場合 は1か月、3か月と10日のように端数がある場合は切り捨て て3か月となります。) ・従業者数:算定期間の末日の当該区の人数。なお、アルバイト 等の従業者数の計算は表面に記載しています。 ・均等割額:基本的には資本金等の額と当該区の従業者数に より均等割額が決まります。ただし、④「資本金等の額」と④ 「資本金」+「資本準備金」を比較し、④が④を下回る場合 には④を資本金等の額として計算します。(算定期間の中で 廃止した場合は、年額に月数をかけて12で割った額を、100円 未満切り捨てた額となります。)	⑯				170,000
市内の事業所名、所在地及び従業者数を記入してください。従 業者数については事業所等に勤務すべき者で給与等の支払 いを受けるべきものをいい、非常勤の役員、派遣労働者、ア ルバイト、パート等を含みます。	⑰				85,000
左下の指定都市に申告する場合の計算に記載され ている従業者数を記入してください。	⑱				85,000
	⑲				90,300
	⑲				90,300

関署
与
税
理
士
名

税
野
均

事務所等の所在する区ごとに記載します。 ・月数:算定期間中に当該区に所在した月数(1か月未満の場合 は1か月、3か月と10日のように端数がある場合は切り捨て て3か月となります。) ・従業者数:算定期間の末日の当該区の人数。なお、アルバイト 等の従業者数の計算は表面に記載しています。 ・均等割額:基本的には資本金等の額と当該区の従業者数に より均等割額が決まります。ただし、④「資本金等の額」と④ 「資本金」+「資本準備金」を比較し、④が④を下回る場合 には④を資本金等の額として計算します。(算定期間の中で 廃止した場合は、年額に月数をかけて12で割った額を、100円 未満切り捨てた額となります。)	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち本市分 の従業者数	本市分の均等割の 税率適用区分に 用いる従業者数
株式会社 堺市税太郎	堺市中区深井沢町2470番地7		60人	57人
東支店	堺市東区日置荘原寺町195番地1		20人	18人
合 計		160人	80人	75人

指 定 都 市 に 申 告 す る	区 名	※区コード	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日	令和 5 年 5 月 31 日	法人税の申 告書の種類	青色・その他
	堺 区			人	円	解散の日	年 月 日		
	中 区		12	57	120,000	残余財産の最後の分 配又は引渡しの日	年 月 日		翌期の申 告書の要 否
	東 区		12	18	50,000	法人税の期末現在の資本金等の 額又は連結個別資本金等の額	10,000,000		要・否
	西 区					この申告が中間申告 の場合の計算期間			無
	南 区					還付を受けよう とする金融機関 及び支払方法			
	北 区					還付請求税額			
美原区					法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				

中間申告や見込納付額の還付がある場
合に使用します。

〇〇 銀行 ▲▲ 支店
口座番号 (普通・当座) 11111111

(電話 0001000000)

必ずご記入ください。